

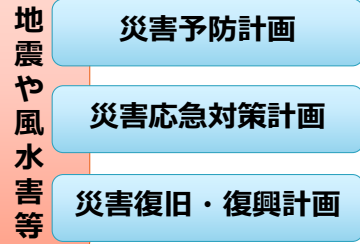
# 葛城市地域防災計画 概要版

## 第1章 総則

### ■ 地域防災計画とは

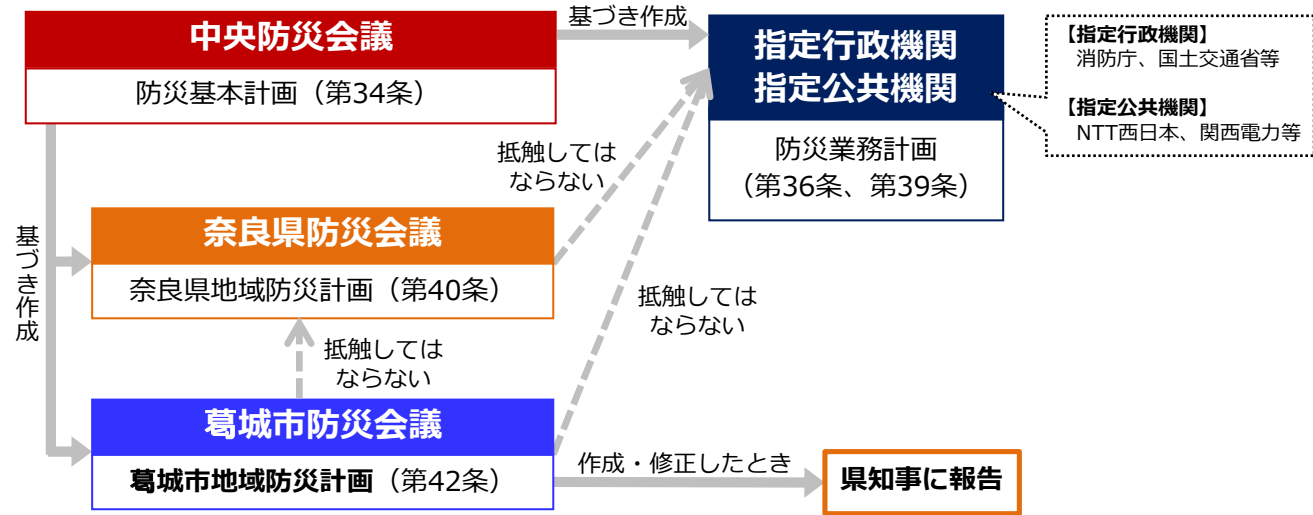
地域防災計画は、災害対策基本法に基づき作成する計画であり、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的としており、市・県・防災関係機関が、住民の協力のもとに実施する災害対策（予防、応急、復旧・復興対策）を定めている。

なお、この計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正を行う。



### ◎ 計画の位置づけ

災害対策に関わる計画は、災害対策基本法第42条に基づき、市だけでなく国や県等でも作成されており、それぞれの計画が密接な整合性・関連性を有している。



### ■ 計画の基本方針

本計画は、「減災」の考えに基づき、災害予防、応急対策、復旧・復興対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な災害対策の整備及び推進を図るものであり、計画の推進に当たっては、下記の諸点を基本とする。

- (1) 災害に強いまちづくり
  - ① 住宅の耐震化を推進し、地震に強いまちづくりを推進する
  - ② 河川改修や土砂災害防護策を推進し、水害・土砂災害に強いまちづくりを推進する
  - ③ 防災拠点、緊急輸送道路を計画的に整備する
- (2) 災害に強い人づくり
  - ① 自治会及び自主防災組織の強化を推進し、地域の防災力を高める
  - ② 企業防災を促進し、地域の防災力を高める
  - ③ 職員の自律的な災害対応力を強化する
- (3) 災害に強い体制づくり
  - ① 避難体制を整備し、災害から市民を守る
  - ② 安全で快適な避難所運営体制を整備する
  - ③ 災害時要援護者の避難支援体制を整備し、災害から災害時要援護者を守る
  - ④ 広域災害に対応した自治体支援や被災者支援体制を整備する

## 第2章 災害予防計画

### ■ 防災知識普及計画

#### ◎ 防災訓練

応急対策計画の実行性をあげるため、職員参集訓練や避難訓練、無線通信訓練等の基本的な訓練の実施を行うとともに、住民や自主防災組織、県、消防等の防災関係機関と合同で行う総合防災訓練を実施する。また、訓練により問題点を掘り起し、その対策を検討し、防災計画の改定や次回訓練の重点課題として有効に活用する。

#### ◎ 防災教育・研修

災害に強い人づくりのため、市職員や住民に対する防災教育の推進を行う。また、幼稚園・小・中学校・保育所・学童保育所では、園児・児童・生徒への防災教育の充実を行うとともに、教職員に対しては的確な指示、誘導ができるよう防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

#### ○ 住民への主な教育内容

- ・ 家庭での災害予防や安全対策（備蓄、家具転倒防止対策等）
- ・ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- ・ 地域の災害危険箇所（早期立退き避難が必要な区域等）
- ・ 避難情報発令時のとるべき行動

### ■ 都市の防災構造化

#### ◎ 防災拠点の整備

災害時の防災活動拠点となる災害対策本部、応援部隊の受入れ・活動拠点、地域内輸送拠点について、利用予定施設の状況把握や代替施設の検討、拠点への道路網や情報通信網の充実を図る。

#### ◎ 耐震、耐火建築物の建築促進

市庁舎や避難所、病院等の防災上重要な施設の耐震化及び天井等の非構造部材の耐震対策を進めるとともに、火災発生時の延焼拡大を防除する必要がある地域について、防火地域又は準防火地域を定める。

### ■ 防災体制の整備

#### ◎ 災害応急体制の整備

平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担する等、全庁をあげた体制の構築に努める。また、職員初動マニュアルに基づいた訓練の実施や災害情報を一元把握、共有できる体制整備等、機能の充実、強化に努める。

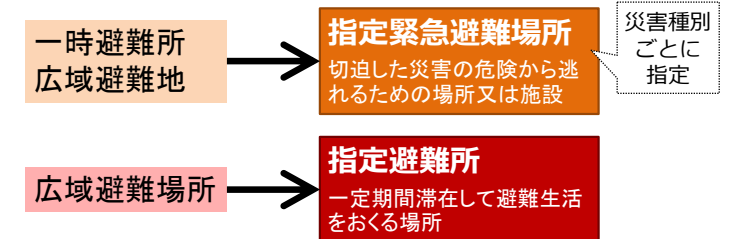
#### ◎ 受援体制の整備

県受援マニュアルとの整合性を図り、受援に関する専任の班設置や応援が必要な業務の洗い出し、応援業務の内容や必要人員規模等の検討を今後進めていく。

### ■ 避難活動体制の整備

#### ◎ 指定緊急避難場所・指定避難所等の整備

従来の一時避難所と広域避難地を指定緊急避難場所、広域避難場所を指定避難所へと変更しており、現在、指定緊急避難場所64か所、指定避難所14か所となっている。



#### ◎ 災害時要援護者対策

災害時要援護者の避難を支援するため、避難行動要支援者名簿を作成し、自治会や自主防災組織、消防団等と協力し避難誘導や安否確認を実施する体制を整える。また、一般の避難所での生活が困難となる災害時要援護者が利用可能な福祉避難所を指定している。

### ■ その他の予防対策

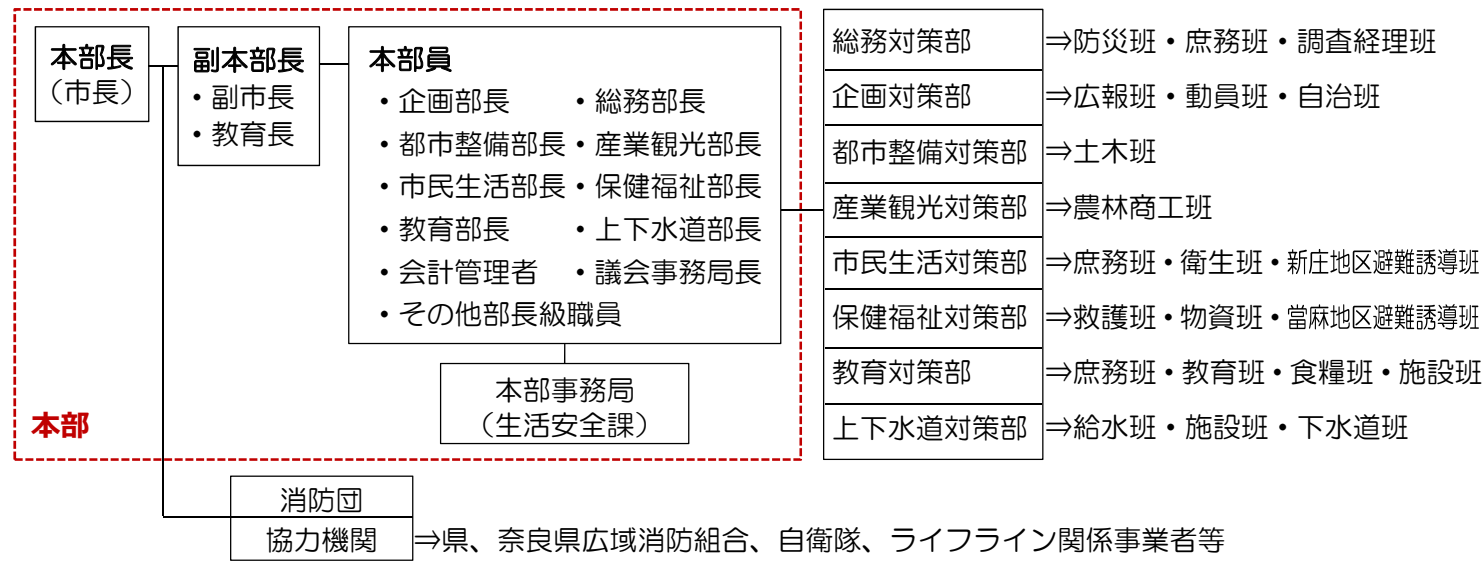
台風・大雨による浸水や土砂災害、地震、火災の予防、自主防災体制や災害通信・広報体制、災害支援物資等の供給体制、救出・救護体制、ボランティア活動支援環境の整備、帰宅困難者対策等を実施する。

## 第3章 災害応急対策計画

### ■活動体制の確立

災害が発生し又は発生が予想されるときは、応急対策を総合的に推進する中心的な組織である災害対策本部を新庄庁舎に設置し、活動体制を確保する。

#### ◎ 災害対策本部体制



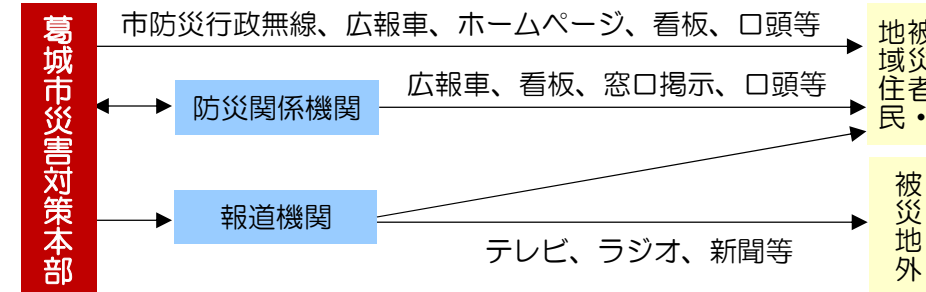
### ■情報等の収集・広報活動

災害時には気象予警報や震度等の災害情報や被害状況等の情報を素早く収集し、必要な情報を多様な手段を用いて住民へ広報する。

#### ◎ 主な広報の内容

- 地震情報や気象予警報に関する情報
- 安否確認や被害状況の情報
- 避難勧告等や避難所開設の情報
- 救護所、医療機関等の開設状況
- ライフラインの復旧見込み
- 生活再建支援に関する情報 等

#### ◎ 広報の方法



### ■避難勧告等の発令・避難所の開設

#### ◎ 避難勧告等の発令

気象情報や河川水位情報、土砂災害警戒情報等を基に、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの発令基準に則って、避難勧告等を発令する。また、避難時間等を考慮した早めの発令を心がけ、夜間であっても躊躇なく発令する。

<b>避難準備・高齢者等避難開始</b>	避難勧告や避難指示（緊急）を発令することが予想される場合	避難に時間を要する人とその支援者は避難開始、その他の人は避難の準備を整える	
<b>避難勧告</b>	災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合	速やかに避難場所へ避難	外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では屋内安全確保
<b>避難指示（緊急）</b>	災害が発生する等、状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合	まだ避難していない人は緊急に避難	

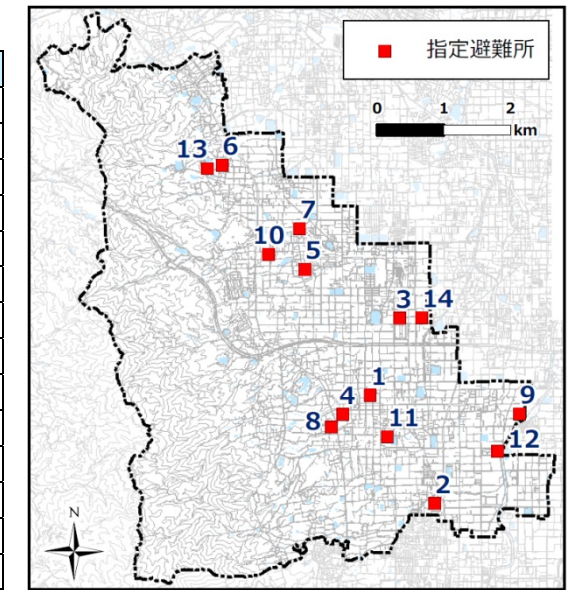
#### ◎ 避難所の開設

災害が発生し必要と判断される場合は、小中学校等の避難所を開設する。避難所の運営にあたっては、避難者による自主的な運営、避難所運営における女性の参画、男女ニーズの違いや災害時要援護者への配慮等に留意する。

#### ◎ 指定避難所一覧

No	避難所名	所在地	TEL
1	新庄小学校体育館	南道穂 176-1	69-2132
2	忍海小学校体育館	忍海 338-1	62-2467
3	新庄北小学校体育館	疋田 612	69-6121
4	新庄中学校体育館	新庄 248	69-3301
5	磐城小学校体育館	南今市 61	48-2041
6	当麻小学校体育館	染野 32	48-2059
7	白鳳中学校体育館	長尾 14-1	48-2054
8	葛城市民体育館	南藤井 17	69-5131
9	新庄スポーツセンター	笛堂 271	69-6781
10	当麻スポーツセンター	竹内 689	48-6600
11	いきいきセンター	林堂 123	69-6761
12	コミュニティセンター	新町 337	69-6961
13	ゆうあいステーション	染野 789-1	48-3373
14	奈良文化高等学校リズム館※	大和高田市東中 127	22-8315

※奈良文化高等学校リズム館の避難所としての利用は協定によるものであり、利用時には事前に奈良文化高等学校へ連絡する必要がある。



### ■その他の応急対策

水防活動、救出・救護活動、保健医療活動、遺体の捜索・収容・処理・埋葬、給水・食料・生活物資供給、防疫・保健衛生活動、交通規制、緊急輸送路の確保、障害物の除去、し尿・ごみ・災害廃棄物の処理、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地応急危険度判定、仮設住宅の供与、ボランティアの受け入れ等を実施する。

## 第4章 災害復旧・復興計画

### ■被災者への生活援護

#### ◎ 被害認定調査・り災証明書の交付

被災した世帯の再建復興のための各種施策の手続きに必要なり災証明書の交付を遅滞なく行う。また、被害認定調査を行う際は、原則内閣府が採用している様式及び手法を用いて調査する。

#### ◎ 被災者支援制度等

被災者を支援するため、以下に示す各種制度や減免措置等を行う。

災害弔慰金	災害により死亡した遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給
災害障害見舞金	災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障がいが出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給
災害援護資金	災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた住民に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付ける
被災者生活再建支援制度	災害により居住する住宅が全壊する等、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給
生活福祉資金制度による貸付	生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障がい者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることのために必要な経費を貸し付ける
税の徴収猶予及び減免	被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法により市税の緩和措置として、事態に応じ納税期限の延長、徴収猶予及び減免措置を実施

### ■災害復旧・復興計画

被災地の復旧・復興に当たっては、単に災害前の姿に戻すことにとどまるのではなく、総合的かつ長期的な視点に立って、より安全で快適な空間創造・市民生活を目指し、発災後、市民の意見を踏まえて復旧・復興計画を策定する。その際、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

## 第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域に指定された本市における、南海トラフ地震を想定した地震防災上緊急に整備すべき施設や体制等の整備に関する事項等を定めた。